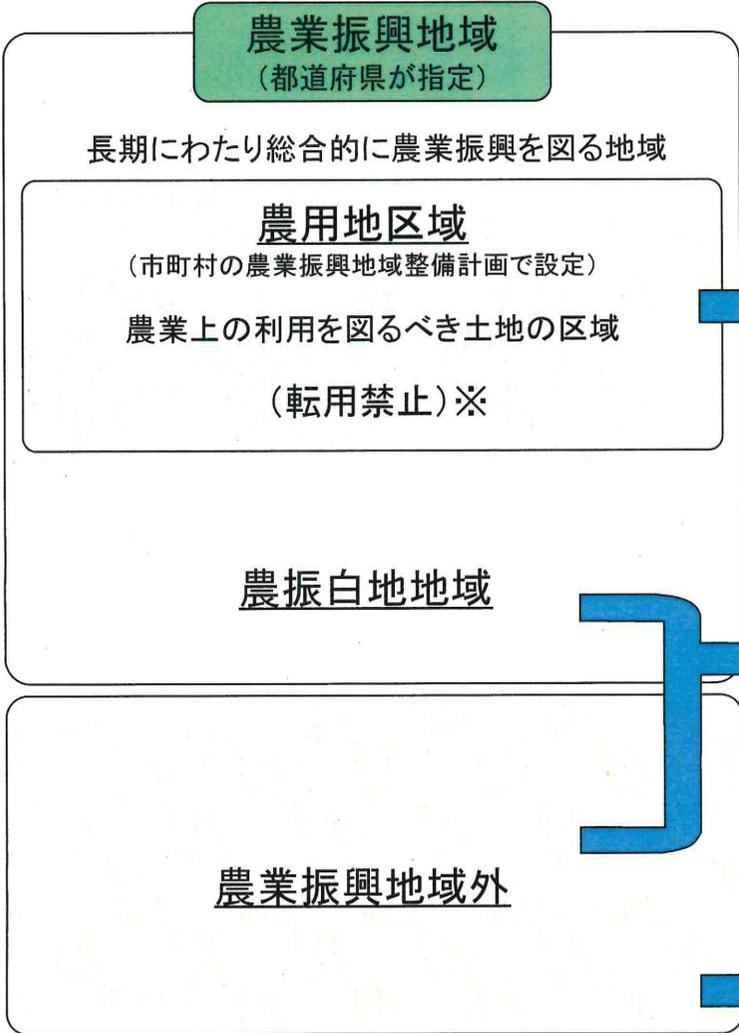


# 農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要

農業振興地域制度  
〈農業上の土地利用のゾーニング〉  
農振法

農地転用許可制度  
〈個別転用を規制〉  
農地法



**許可権者**

- ・ 都道府県知事
- ・ 農林水産大臣が指定する市町村長(指定市町村)の長  
(4ha超は農林水産大臣に協議)

不許可

I 原則不許可

- [第1種農地]
- ・ 集団農地
  - ・ 土地改良事業対象農地 等

II IIIに立地困難な場合に許可

- [第2種農地]
- ・ 土地改良事業の対象となっていない小集団の生産力の低い農地 等

III 原則許可

- [第3種農地]
- ・ 市街地にある農地 等

市街化区域:届出制



[生産性の高い優良農地]



[小集団の未整備農地]



[市街地近郊農地]



[市街地の農地]

※農地転用を行うには、農用地区域の変更が必要。  
注:農振法とは「農業振興地域の整備に関する法律」のことをいう。